**○外務省告示第百三十九号**

平成二十五年三月二十二日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域における食糧支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　少数民族地域における食糧支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二十億円

3　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

世界食糧計画側　カルロス・ヴェロゾ在ミャンマー事務所代表

平成二十五年四月十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

**○農林水産省告示第千二十号**

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十四年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

| 農機具の種類 | 農機具の型式名 | 合格番号 | 依頼者の名称 |
|---|---|---|---|
| 農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム | FENDT 737.812 | 212021 | エム・エス・ケー農業機械株式会社 |

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

**○農林水産省告示第千二十一号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

青森県長後地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十五号までを順次結んだ線及び標柱十五号から国有海浜地の汀線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

青森県下北郡佐井村大字長後

字喜平治山　一番八　標柱一号

字喜平治山国有林　二三八七林班へ小班　標柱二号

字長後川目国有林　二三九二林班ろ小班　標柱三号

字長後川目国有林　二二九二林班ろ小班　標柱四号

字穴間　五七番九六　標柱五号

字長後川目　一〇五番一　標柱六号

一〇三番　標柱七号

字穴間　五七番一四二　標柱八号

五七番一三五　標柱九号

六〇番二　標柱十号

六〇番一　標柱十一号

標柱十二号

標柱十三号

標柱十四号

六〇番一地先　標柱十五号

**○農林水産省告示第千二十二号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

群馬県上向山地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線、標柱五号から恩場山国有林界に沿って標柱六号に至る線、標柱六号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号から矢川川砂防指定地の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

群馬県甘楽郡下仁田町大字西野牧

字上向山　一一二七七番一　標柱一号

一一二六七番　標柱二号

一一二六〇番　標柱三号

一一二五八番　標柱四号

一一二五七番　標柱五号

一一二一七番　標柱六号

一一二一〇番一　標柱七号

一一二一六番三　標柱八号

**○農林水産省告示第千二十三号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

大分県カラ迫地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から小畑川左岸官民地境界線に沿って標柱二号に至る線、標柱二号から標柱八号（平林地すべり防止区域（昭和六十年四月二十五日農林水産省告示第五百九十一号）の標柱三号をいう）までを順次結んだ線、標柱八号から平林地すべり防止区域の境界線に沿って標柱十号（平林地すべり防止区域の標柱一号をいう）を順次結んだ線及び標柱十号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

大分県日田市前津江町大字柚木字平林

二六二六番三　標柱一号

二六三六番五〇　標柱二号

二六三六番一九　標柱三号

二六三六番五六　標柱四号

二六三六番五一　標柱五号

二六三六番六　標柱六号

二六三六番一一　標柱七号

標柱八号

標柱九号

二六二六番一　標柱十号

**○農林水産省告示第千二十四号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

宮崎県児湯郡西米良村大字上米良字二畝之谷

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次結んだ線及び標柱十七号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

宮崎県児湯郡西米良村大字上米良字二畝之谷

四二二番四　標柱一号

標柱二号

標柱三号